

草加市下水道布設工事計画 (開発事業等に伴う下水道本管布設) マニュアル

草加市下水道課

平成24年7月1日

第4版

○開発事業等に伴う下水道の布設基準(改)

下水道本管	管 径	φ200mm以上(安定シート・埋設シート併用)
	材 質	硬質塩化ビニール管(VU管及びVP管)
	勾 配	1000分の5(5%)から1000分の8(8%)
	土 被 り	最低1.0m以上
	備 考	・管底の落差が60cm以上の場合は外副管とすること。 ・安定シート敷設条件は開発前の土地が道路敷以外のとき
下水道人孔	人 孔	1号組立マンホール(内径900mm) コンクリート製品、底版、躯体ブロック、直壁、片斜壁、口環変形防止金具 調整コン(5cm以上 無収縮モルタル使用) ※小口径マンホールを使用する場合(要協議)は、道路幅が4m以上のときは、レジンコンクリート製とし、道路幅が4m以下のときは塩化ビニル製を使用する。 ※人孔の向きは、下流側に蝶番とステップを合わせて設置する。
	人 孔 間 距 離	1号組立マンホール設置の場合は、7.5m以内
	人 孔 蓋	草加市型デザイン蓋・転落防止用梯子付き T-14 (道路幅員5.5m未満) T-25 (道路幅員5.5m以上) ※道路幅員5.5m未満でも大型車両の通行が頻繁にある道路の時はT-25を使用。 ※転落防止用梯子付きについては、人孔深2.0m以上の場合に設置する。
取付管	管 径	φ125mm以上(埋設シート使用)
	材 質	硬質塩化ビニール管(VU及びVP管)
	勾 配	1000分の10(10%)以上
	備 考	・官民境界の場所で道路面から最低80cmの深さを確保し、宅内で立ち上げキャップ止めとする。 ・90°支管(取付管止水可とう継ぎ手)から直又は曲がりにて取り出す。また最上流の取付管はマンホール接続とし、管頂接合とする。 ・不要な既設取付管については、官民境界の官地側でキャップ止めすること。(U字溝の下で) ・既設汚水本管からの新設取付管については、別途申請し、許可後に着工すること。
図面の作成	作 成 方 法	A1版及びA2版に平面図、縦断図により左側が上流になるように作成すること。測点、マンホール種類、土被り、管底・掘削深、単距離、追加距離及び管径、勾配を記入。
	縮 尺	平面図:500分の1以下 縦断図:縦100分の1以下 横:500分の1以下
	基 準 高	近くの既設マンホール管底高を基準とすること。(草加市下水道台帳を参照)

※地下埋設物等現場条件により、上記基準で施工不可能な場合は別途協議して施工する。

開発行為等に伴う下水道布設のフローチャート

下水道課

下水道台帳確認

現地等調査

開発行為に伴う事前相談

下水道課協議事項による協議

図面訂正・差し替え

下水道布設工事計画に係る協議

下水道布設工事計画確認申請書提出

下水道布設工事計画確認通知書受領

下水道本管布設工事開始

下水道課中間（現場）検査

下水道布設工事完了報告書

下水道布設工事検査通知書受領

完成（書類）検査

完成

開発指導課

開発行為等事前協議申請書の提出

各課協議事項の提示

図面訂正・差し替え

都計法32条の同意書の受領・協議の締結

※下水道検査と開発検査は通常別で行われます。

完成（現場）検査

完成（現場）検査

完成

下水道布設工事計画確認申請書

年 月 日

草加市長 あて

事業者 住所
電話番号 ()
氏名 印
(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下水道の布設工事をしたいので、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
施行規則第22条又は第23条の規定により、次のとおり申請します。

設 置 場 所	草加市	第	処理分区
受 付 番 号	第 号	道 路 種 類	私道路・公道(移管)
計 画 面 積	m2	計 画 戸 数	
施工年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで		
工 事 施 工 者 等	住所		
	電話番号 ()		
	氏名		
	(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		
	責任者氏名		
添 付 書 類	平面図、縦断図、案内図(位置図)、公図、その他		
備 考			

(見本)

下水道布設工事計画確認申請書

1部提出

平成〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 田中 和明 様

事業者 住所 〇県〇市〇町1-1-1
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
氏名 △△ □□ 印
(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

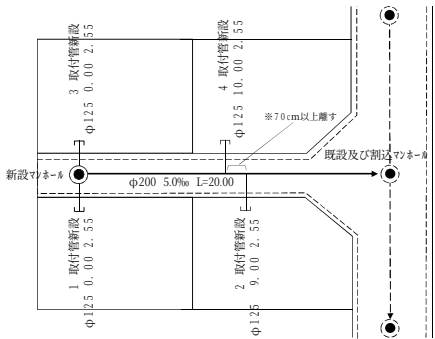
下水道の布設工事をしたいので、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
施行規則第22条又は第23条の規定により、次のとおり申請します。

設置場所	草加市 〇町100番地先	第	記入不要 (市が記入)	処理分区
受付番号	第	記入不要 (市が記入)	号	道路種類 私道路・公道(移管)
計画面積	開発面積 600 m2	計画戸数	4	
施工年月日	平成△△年△△月△△日から平成□□年□□月□□日まで			
工事施工者等	住所 〇県△町100番地 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 代表者氏名 〇×工業 代表取締役 △△ △ (法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 責任者氏名 □□ □ (携帯△△△-△△△△-△△△△)			
添付書類	平面図、縦断図、案内図(位置図)、公図、その他			
備考	その他には「開発行為許可通知書」及び「公共施設の管理及び開発行為に関する協議書」の写しを添付のこと。			

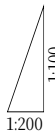
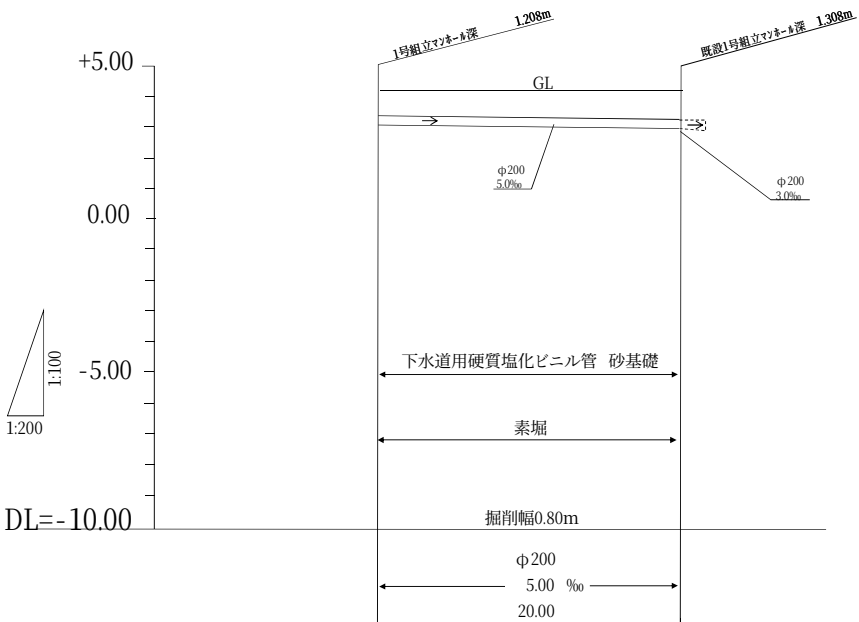
下水道布設工事計画確認申請標準図

※事前協議に必要な図面ではありません。

平面図 縮尺1:200



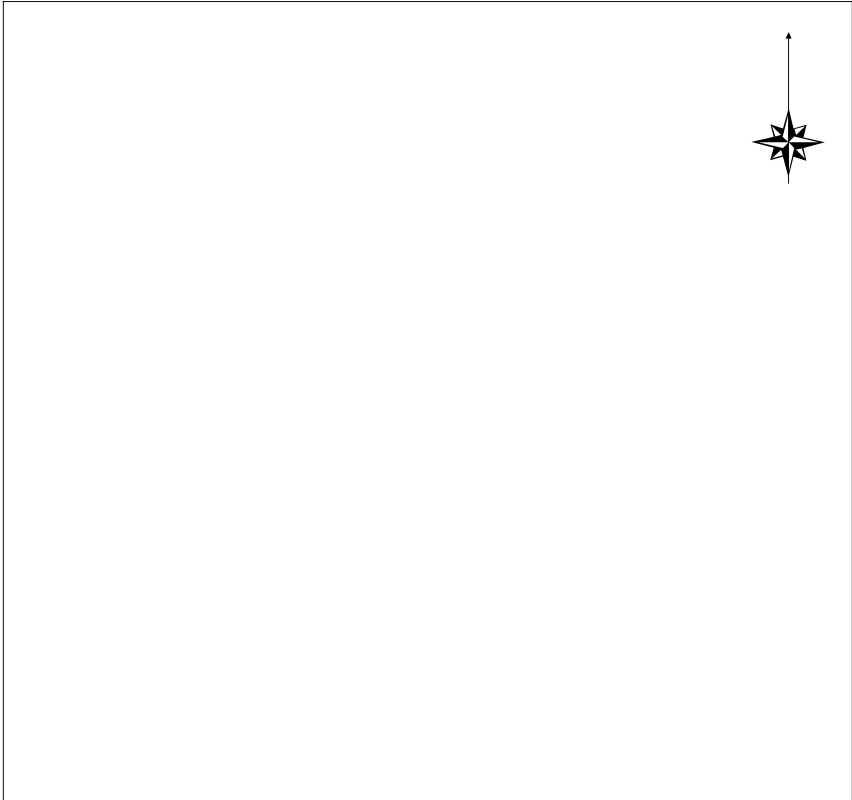
縦断面図 縮尺 1:100
1:200



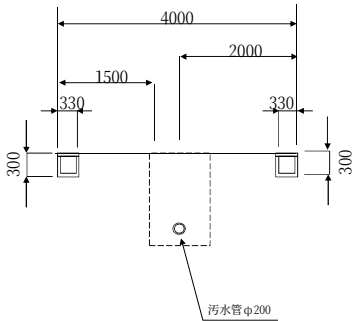
DL=-10.00

地盤高 (m)	3.780	3.780
土盛り (m)	1.00	1.10 1.12
管底高 (m)	2.572	2.472 2.452
掘削深 (m)	1.42	1.52
追加距離 (m)	0.00	20.00

案内図 縮尺Free



横断面図 縮尺1:50



事業名			
設計図面	平面図・縦断面図・横断面図		
工事場所	草加市 地内		
図面番号	／	縮尺	図示
事業者名			

※添付書類（写しを添付してください）

第8号様式（第9条関係）

第 一 号
平成 年 月 日

様

草加市長 田中 和明 印

開 発 行 為 許 可 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

1 条件

この開発行為は、都市計画法第36条の規定により開発行為に関する工事が完了したときは、工事完了届を提出し、工事完了検査を受けてください。

裏面の許可条件を参照してください。

2 都市計画法第41条第1項の制限

なし

申 請 の 概 要

申 請 者	住 所		
	氏 名		
開発区域に含まれる地 域 の 名 称			
開 発 区 域 の 面 積		全 区 域 面 積 m ²	工 区 別 面 積 _____
予 定 建 築 物 等 の 用 途			
工事施行者住所・氏名			
工事着手予定年月日		平成 年 月 日	
工事完了予定年月日		平成 年 月 日	
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するものその他のものの別			
都市計画法第34条の該 当 号		_____	
そ の 他 必 要 な 事 項		_____	

※添付書類（写しを添付してください）

公共施設の管理及び開発行為に関する協議書

平成 年 月 日

管理者の住所氏名 草加市高砂一丁目1番1号
草 加 市 長 田 中 和 明

申請者の住所氏名 ○○市○町△丁目△番△号
株式会社○○○○○
代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

管理者 草加市長 田 中 和 明 と 申請者 株式会社○○ 代表取締役
○ ○ ○ ○ は、草加市○○○町△△△△番ほか△筆（△，△△△. △△㎡）の開
発行為について、都市計画法第32条及び草加市開発事業等の手続及び基準等に関す
る条例第8条の規定により、当該開発行為又は開発行為に関する工事により設置され
る公共公益施設の管理に関し、次のとおり協議しました。

1 開発行為の概要

開発区域に含ま れる地域の名称			
開 発 面 積	㎡	用 途 地 域 区 別	
予 定 建 築 物 等 の 用 途		予 定 建 築 物 等 の 使 用 別	
計画区画数・戸数		摘 要	

2 新たに設置される公共公益施設について

種 別	番 号	概 要			管理者	土地の 帰 属	協議 結果	摘 要
		幅員寸法	延 長	面 積 等				
道 路	1	△. △△m	———	△. △△m ²	草加市	国土交通省	成立	付け替え道路
水 路	2	△. △△m	———	△. △△m ²	草加市	国土交通省	成立	付け替え水路
公共空地	3	———	———	△. △△m ²	草加市	草加市	成立	
公 園	4	———	———	△. △△m ²	草加市	草加市	成立	
下水道管渠	5	φ 000mm	△. △△m	———	草加市	———	成立	塩化ビニル管
街 路 灯	6	———	———	△基	草加市	———	成立	共架式 蛍光灯 42W
道路反射鏡	7	———	———	△基	草加市	———	成立	φ 800mm ○面鏡
防火水槽	8	———	———	△. △△m ³	申請者	申請者	成立	標識付き
消 火 栓	9	———	———	△基	草加市	———	成立	路面標示付き
ごみ集積所	10	———	———	△. △△m ²	申請者	申請者	成立	標識付き 有効面積

3 公共公益施設の設計、施行方法について

(1) 次の事項については、それぞれ所管部課の指示を受け、設計及び施行するものとする。

〔開発指導課〕

• ○○○

〔産業振興課〕

- ○○

[環境課]

- ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

〔廃棄物資源課〕

-

-

☐ ○○○○○○

-

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

-

[illegible][illegible][illegible]

5 公共施設の補償について

申請者は、管理者に公共施設を引き渡した後、1年以内に発見された瑕疵につき補償をするものとする。

6 公共施設の帰属について

- (1) 申請者が管理者に対して行う公共施設の引継ぎは、市が行う工事完了検査に合格した後、行うものとする。
- (2) 開発行為により公共施設管理者に帰属される土地については、あらかじめ所有権以外の権利を抹消し、開発行為に関する工事の完了検査日までに関係書類を整え、帰属申込みをするものとする。
- (3) 所有権移転登記は、嘱託登記とし、嘱託書の調整は、管理者において行い、その他の事務は、申請者において行うものとする。

7 その他の事項について

- (1) 協議成立後1年を経過しても工事に着手しない場合は、改めて協議するものとする。
- (2) この協議事項のほか、必要なことについては、別途協議するものとする。

下水道布設工事完了報告書

年 月 日

草加市長 あて

事業者 住所
電話番号 ()
氏名 印
(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下水道の布設工事が完了したので、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則第22条又は第23条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	草加市		第	処理分区
受 付 番 号	第	号	道 路 種 類	私道路・公道(移管)
布 設 口 径 延 長	m		取 付 管	
人孔設置箇所数	人 孔 箇 所		箇 所 数	箇 所
完 了 年 月 日	年 月 日			
工 事 施 工 者 等	住所			
	電話番号 ()			
	氏名			
	(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
	責任者氏名			
添 付 書 類	出来形図(平面図、縦断図)、案内図(位置図)、公図、その他			
備 考				

(見本)

下水道布設工事完了報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

草加市長 田中 和明 様

事業者 住所 〇県〇市〇町1-1-1
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
氏名 △△ □□ 印
(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下水道の布設工事が完了したので、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則第22条又は第23条の規定により、次のとおり報告します。

設置場所	草加市 〇町100番地先		第	記入不要 (市が記入)	処理分区
受付番号	第	記入不要 (市が記入)	号	道路種類	私道路・公道(移管)
布設口径延長	φ200 20.00m		取付管		
人孔設置箇所数	1号 人孔 1 箇所		箇所数		φ125 4箇所
完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日				
工事施工者等	住所 〇県△町100番地		下水道課完了検査に合格した日		
	電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇				
	代表者氏名 〇×工業 代表取締役 △△ △				
	(法人の方は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)				
	責任者氏名 □□ □ (携帯△△△-△△△△-△△△△)				
添付書類	出来形図(平面図、縦断図)、案内図(位置図)、公図、その他				
備考	その他には工事写真を添付する。				

草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例 (抜粋)

平成17年3月28日

条例第8号

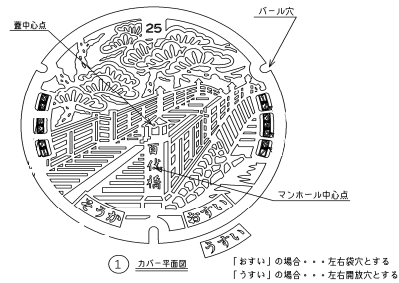
条例第31条による技術基準:別表第4

施行規則第22条による技術基準:別表第9、布設基準:別表第12

条例別表第4公共 下水道の整備	下水道設置者、布設 の範囲及び費用	1 開発事業等により下水道を設置する者(以下「下水道設置者」という。)は、次に掲げるとおりとする。
		(1) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域(以下「処理区域」という。)内で、公道を付替える者、道路を新設する者又は公道内に下水道を設置する必要がある者
		(2) 処理区域内で、取付管を設置していない土地を所有している者
		(3) 処理区域外で、下水道の使用を希望する者
		2 下水道設置者が布設する下水道の範囲は、次に掲げるとおりとする。
		(1) 前項第1号に規定する者 下水の流入可能な位置(取付管を含む。)から市長が指定する既設の下水道施設まで
		(2) 前項第2号に規定する者 取付管
		(3) 前項第3号に規定する者 使用を希望する者(取付管を含む。)から市長が指定する既設の下水道施設
		3 前項の規定により布設する下水道の布設費用は、下水道設置者の負担とする。
	布設基準	1 下水道の布設基準は、別表第12に定めるところによる。
		2 下水道の布設工事に係る施工者は、下水道の布設に関し相当の技術を有していなければならない。
		3 下水道設置者は、下水道を布設しようとするときは、下水道布設工事計画確認申請書(以下「下水道申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
		4 市長は、下水道申請書の提出があったときは、その内容を審査確認し、下水道設置者に下水道布設工事計画確認通知書により通知するものとする。
	完了	下水道設置者は、布設工事が完了したときは、5日以内に下水道布設工事完了報告書を市長に提出しなければならない。
	検査	1 市長は、下水道布設工事完了報告書の提出があったときは、当該工事の検査を行うものとする。
		2 前項に規定する検査の結果、適正に工事がなされている場合には、下水道布設工事検査通知書によるものとする。
		3 第1項に規定する検査の結果、工事の改善の指摘を受けたときは、直ちにその改善をしなければならない。
		4 下水道設置者は、第1項の検査を条例第13条第2項の届出までに受けなければならない。
	管渠の布設替え	開発事業等により既設の下水道の管渠の容量が不足するときは、下水道設置者の負担において市長が指定する区間の管渠の布設替えを行うものとする。

下水道標準構造図

草加市型鉄蓋



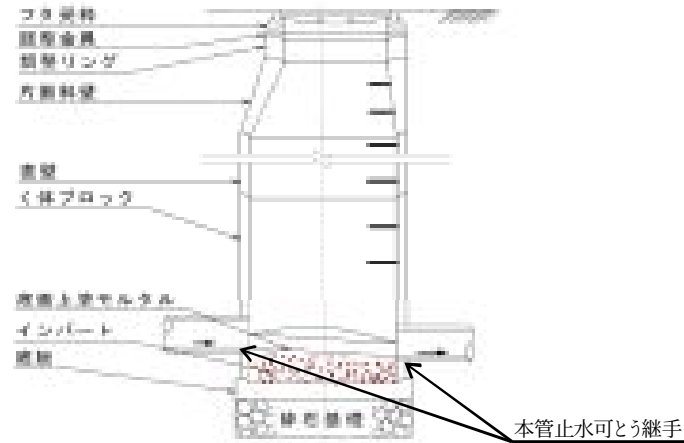
(強度)

T-14 (道路幅員5.5m未満)

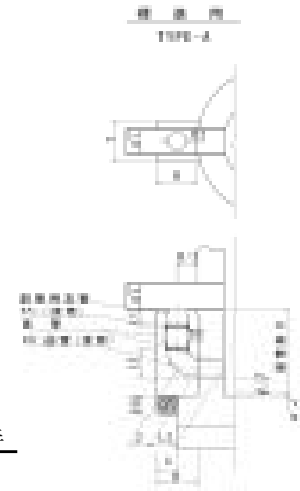
T-25 (道路幅員5.5m以上)

を使用して下さい

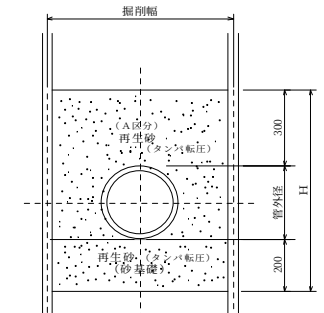
1号組立人孔



副管設置図



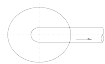
管基礎



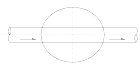
人孔内インバート

インバート標準図

TYPE 1



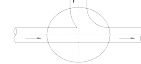
TYPE 2



TYPE 3

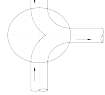


TYPE 4

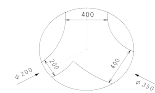
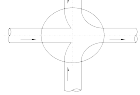


※インバートの大きさについて

TYPE 5



TYPE 6



サービス管等がある場合、足掛金物の設置は将来工事に支障のない位置に設置すること。

※インバートは、下流側管径、勾配に合わせる。
副管がある場合は、その流入管径とする。
起点インバートは、マンホールセンターで球状に仕上げる。
足踏み場には、勾配をとること (5~10%)
段差が大きいときは、その本管径よりやや大きくする。

取付管設置図

取付管設置図

